

登録意匠「放電ランプ」意匠権侵害差止等請求事件：大阪地裁平成 23（ワ）529・平成 25 年 1 月 22 日（21 民部）判決＜請求棄却＞／大阪高裁平成 25（ネ）569・平成 26 年 7 月 4 日（8 民部）判決＜控訴棄却＞

### 【キーワード】

意匠の類似，対比意匠の基本的構成態様と具体的構成態様，美感，「意匠の特徴」の記載

### 【事案の概要】

本件は，後記本件各意匠権を有する原告（HOYA CANDEO OPTRONICS 株式会社）が，被告（ARK TECH 株式会社）に対し，被告による別紙被告製品目録 1 及び同 2 記載の各製品（以下，同目録 1 記載の製品を「被告製品 1」，同目録 2 記載の製品を「被告製品 2」といい，併せて「被告各製品」という。）の製造販売等が，後記本件各意匠権を侵害すると主張して，意匠法 37 条 1 項及び 2 項に基づき，被告各製品の製造販売等の差止め，廃棄を求めるとともに，本件各意匠権侵害の不法行為に基づき，損害賠償金 8 4 7 6 万 2 4 0 0 円及びこれに対する不法行為の後の日である平成 23 年 1 月 23 日から支払済みまで年 5 分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

#### 1 判断の基礎となる事実

掲記の各証拠及び弁論の全趣旨によれば，以下の事実が認められる。

##### (1) 原告及び原告製品

原告は，光学機器及び光学部品の製造販売その他の事業を目的とする株式会社であり，半導体製造工程で使用する光源ユニット（UV 光源ユニット LE 3000，周辺露光モジュール EU 101 及び UV 光源ユニット LE 2000）を製造販売している。原告が製造販売する光源ユニットには，紫外線を出射する 250W 超高压水銀ランプが使用されているが，同ランプには，強度保証時間，最長使用時間の定めがあるため，同ランプをランプホルダーに挿入し，回転させることで，同ランプを容易に交換することのできる構造となっており，原告は純正品の放電ランプ（250W 超高压水銀キセノンランプ「LP 2511T H」及び同「LP 2511T HA」。以下「原告製品」と総称する。）を製造販売している（甲 1，2，4 の 1～3）。

##### (2) 本件各意匠権

原告は，次の各意匠権（以下「本件各意匠権」といい，登録番号順に「本件意匠権 1」，「本件意匠権 2」という。）を有している。本件各意匠権は，いずれも，放電ランプをランプホルダーに固定するための口金部に関する部分意匠の意匠権である。

ア 本件意匠権 1（甲 6，7）

登録番号 第 1325923 号

出願日 平成 19 年 8 月 10 日

登録日 平成20年2月29日

意匠に係る物品 放電ランプ

登録意匠 別紙意匠公報1記載のとおり（以下「本件意匠1」という。）。

イ 本件意匠権2（甲8，9）

登録番号 第1326165号

出願日 平成19年8月10日

登録日 平成20年2月29日

意匠に係る物品 放電ランプ

登録意匠 別紙意匠公報2記載のとおり（以下「本件意匠2」という。）。

なお、本件意匠2は、本件意匠1を本意匠とする関連意匠である。

### (3) 被告及び被告各製品

被告は、原告の元従業員らが平成17年4月に設立した、光学機器及び同部品の製造その他の事業を目的とする株式会社であり、被告各製品を販売している。

被告各製品は、いずれも交換用放電ランプであるが、光源ユニットのランプホルダーに取り付けて使用することのできる、原告製品の互換商品である。被告各製品の構成は、別紙被告製品目録1及び同2記載の各図面のとおりであり、被告各製品について、本件各意匠に対応する口金部の意匠に差異はない（以下、当該意匠を「被告意匠」という。）。

## 2 争点

(1) 被告意匠は本件各意匠に類似するか（争点1）

(2) 原告の損害（争点2）

### 【地裁の判断】

#### 1 争点1（被告意匠は本件各意匠に類似するか）について

##### (1) 本件意匠1の構成

ア 本件意匠1は、別紙本件意匠公報1記載のとおりであるところ、その構成態様は、次のとおりと認められる。

（基本的構成態様）

本件意匠1は、放電ランプ口金部のうち、①上側に位置する略円柱状の胴部（「第1胴部」）の下面、②下側に位置する略円柱状の胴部（「第2胴部」）の上面、③第1胴部と第2胴部との間の円柱状の溝部、④第2胴部側面の一対の対向する切欠部（第2切欠部）からなる。

第1胴部下面及び第2胴部上面は、ランプの回転軸に垂直であり、溝部は同軸を中心に設けられている。

（具体的構成態様）

##### A 第1胴部下面の形状

円を、一対の対向する直線（以下「直線A」という。）により、点対称及び線対称をなすように切り欠いて形成した面

B 第2胴部上面の形状

上記Aの円と等しい直径を有する円を、一对の対向する直線（以下「直線B」という。）により点対称及び線対称をなすように切り欠いて形成した面

直線A、Bはいずれも同じ向きであり、直線B間の距離は、直線A間の距離よりも長い。

C 第2切欠部の形状

第2胴部の円柱を、直線Bによって回転軸の方向に切り欠いた面であり、切欠面は平面としての長方形である。

D 溝部

溝部を構成する円柱の底面の直径は、直線A間の距離とほぼ同一である。

イ なお、原告は、本件意匠1の構成について、溝部の最大深さは、溝部の幅よりも深いと主張するが、このような長さの違いは、需要者の通常の使用態様で認識できるものとは認められず、上記構成に含めるのは相当ではない。

(2) 本件意匠2の構成

ア 本件意匠2は、別紙本件意匠公報2記載のとおりであるところ、その構成態様は、次のとおりと認められる。

（基本的構成態様）

本件意匠2は、放電ランプロ金部のうち、①上側に位置する略円柱状の胴部（「第1胴部」）の下面、②下側に位置する略円柱状の胴部（「第2胴部」）の上面、③第1胴部と第2胴部との間の円柱状の溝部、④第2胴部側面的一对の対向する切欠部（第2切欠部）からなる。

第1胴部下面及び第2胴部上面は、ランプの回転軸に垂直であり、溝部は同軸を中心に設けられている。

（具体的構成態様）

A 第1胴部下面の形状

円を、回転軸に向かって凹の円弧状の緩やかな一对の対向する曲線（以下「曲線A」という。）により、点対称及び線対称をなすように切り欠いて形成した面

B 第2胴部上面の形状

C 上記Aの円と等しい直径を有する円を、その中央に、回転軸に向かって凹の円弧状の部分有する一对の対向する直線（以下「有凹直線B」という。）により、点対称及び線対称をなすように切り欠いて形成した面曲線A、有凹直線Bはいずれも同じ向きであり、有凹直線B間の距離は、曲線A間の距離よりも長い。

C 第2切欠部の形状

第2胴部の円柱を、有凹直線Bによって回転軸の方向に切り欠いた面であり、切欠面は平面としての長方形で、その中央に円弧状の溝が設け

られている。

#### D 溝部

溝部を構成する円柱の底面の直径は、曲線A間の距離よりもやや短い。  
ウ なお、原告は、本件意匠2の構成について、溝部の最大深さは、溝部の幅よりも深いと主張するが、このような長さの違いは、需要者の通常の使用態様で認識できるものとは認められず、上記構成に含めるのは相当ではない。

### (3) 被告意匠の構成

ア 証拠(乙1等)及び弁論の全趣旨によれば、被告意匠の構成態様は次のとおりと認められる。

#### (基本的構成態様)

本件意匠1は、放電ランプ口金部のうち、①上側に位置する略円柱状の胴部(「第1胴部」)の下面、②下側に位置する略円柱状の胴部(「第2胴部」)の上面、③第1胴部と第2胴部との間の円柱状の溝部、④第2胴部側面の一对の対向する切欠部(第2切欠部)からなる。

第1胴部下面及び第2胴部上面は、ランプの回転軸に垂直であり、溝部は同軸を中心に設けられている。

#### (具体的構成態様)

##### A 第1胴部下面の形状

二つの略S字状の曲線(以下「曲線A」という。)により、点対称をなし線対称をなさないように形成した面

##### B 第2胴部上面の形状

曲線A間の回転軸を通る最大距離とほぼ等しい直径を有する円を、回転軸に向かって凹となる一对の曲線(以下「曲線B」という。)により、点対称及び線対称をなすように切り欠いて形成した、銀行の地図記号に類似する形状の面曲線B間の最小距離は、曲線A間の回転軸を通る最小距離よりも長い。

##### C 第2切欠部の形状

第2胴部の円柱及びその下側にある円柱を、曲線Bによって回転軸の方向に切り欠いた面であり、切欠面は内側に湾曲した長方形で、下に小さな凸部がある。

##### D 溝部

溝部を構成する円柱の底面の直径は、曲線A間の回転軸を通る最小距離とほぼ同一である。

イ なお、被告は、被告意匠の構成について、第2胴部上面の直径が第1胴部下面の直径よりも短いと主張するが、このような長さの違いは、需要者の通常の使用態様で認識できるものとは認められず、上記構成に含めるのは相当ではない。

### (4) 本件各意匠の要部について

ア 本件各意匠に係る物品である放電ランプは、光源ユニットに取り付けるな

どして使用されるもので（甲4の1～3），口金部は，当該ランプを光源ユニットのランプホルダーに固定するための部分である。

上記放電ランプをランプホルダーに取り付ける際には，まず，口金部の溝部と第2胴部との段差面をランプホルダー内の基準面に当接するまで挿入し，次に，放電ランプとランプホルダー内の回転部を90度回転させて，最後に，第1胴部の下面を自重によりランプホルダーに当接させる（甲7，9）。

すなわち，本件各意匠では，溝部の直径が直線（曲線）A間の距離以下であること，直線（有凹直線）B間の距離が直線（曲線）A間の距離よりも長いこと，第1胴部の下面は，円を一对の対向する直線（曲線）で切り欠いたものであることによつて，溝部がランプホルダーに接合するようになっている。

なお，取り付け後は，本件各意匠の部分はランプホルダーに隠れるため，外側からは認識されない。

イ 原告は，遅くとも平成16年から放電ランプ（LP2511T）を製造販売していたと認められるが，これについては，陰極側口金部の第1胴部と第2胴部との間に円柱状の溝部が存在すること，第1胴部下面と第2胴部上面の大きさがほぼ同一であることが認められる。また，ウシオ電機株式会社が平成6年から販売していた超高压水銀ランプ（USH 255BY）には，陰極側口金部に回転軸に垂直な二つの平面で挟まれた円柱状の溝部が存在すること，上記二つの平面の大きさはほぼ同一であることが認められる（乙4，5，弁論の全趣旨）。

さらに，放電ランプではなく表示用白熱電球に係る意匠についてであるが，本件各意匠登録出願前のもので，取付板にソケット部分を嵌合固定するものがあり（意匠登録第755492号），同意匠には，大きさがほぼ同一の二つの底面に挟まれた溝部の構成が認められる（甲18）。

ウ 登録意匠とそれ以外の意匠が類似であるか否かの判断は，需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて行うものであるところ（意匠法24条2項），その判断にあたっては，意匠に係る物品の性質，用途，使用態様，さらには公知意匠にない新規な創作部分の存否等を参酌して，需要者の注意が惹き付けられる部分を要部として把握した上で，両意匠が要部において構成態様を共通にするか否かを中心に観察し，全体として美感を共通にするか否かを判断すべきである。

本件各意匠に係る物品及び被告各製品は，いずれも放電ランプであり，光源ユニットのランプホルダーに，前記認定の方法で取り付け使用することを予定したものであることを考慮すると，取引の際，あるいは取り付けの際には一定方向からしか観察しないということはなく，ランプホルダーに取り付けた後には，通常見えなくなる部分についても，全体として観察の対象になるというべきである。

また，原告は，第1胴部下面及び第2胴部上面の形状は，第1胴部又は第

2 胴部によって通常見えない部分であって、部分意匠の美感にはさほど影響しない旨主張するが、意匠公報の各図面からも明らかなどおり、上記各形状は、取引又は取り付けの際に、第1 胴部及び第2 胴部の形状自体から看取できることから、直接視認することが困難であることをもって、美感に影響しないとはいえない。

また、大きさがほぼ同じ第1 胴部下面と第2 胴部上面という2つの底面とその間に設けられた円柱部からなる溝部が存在することについては、それ自体は、公知意匠（乙4，5）にもみられ、溝部が存在すること自体は、前記認定のとおり、放電ランプをランプホルダーに取り付けるために必要な構成であって、本件各意匠の溝部の構成に格別に美感を生じさせる要素ではない。

以上を総合すると、本件各意匠の要部は、溝部ではなく、第1 胴部下面の形状、第2 胴部上面の形状及び第2 切欠部の形状であると解するのが相当である。

原告は、乙4 意匠及び乙5 意匠は第2 切欠部を有しないため公知意匠として参酌する前提を欠くと主張するが、これらの意匠も意匠に係る物品は同一であることから、公知意匠として参酌することは許されるというべきであって、原告の主張は採用できない。

#### (5) 本件意匠1と被告意匠との対比

##### ア 共通点

本件意匠1と被告意匠は、基本的構成態様において共通している。

また、具体的構成態様については、第1 胴部下面と第2 胴部上面の各大きさ（回転軸を通る最大距離）がほぼ同一であること、溝部を構成する円柱の底面の直径は、直線A間の距離（本件意匠1）、略S字状の曲線A間の回転軸を通る最小距離（被告意匠）とほぼ同一である点において、共通している。

##### イ 相違点

本件意匠1と被告意匠は、以下の点において相違する。

- A 第1 胴部下面について、本件意匠1は、円を直線Aにより点対称及び線対称をなすように切り欠いて形成した面であるのに対し、被告意匠は、略S字状の曲線Aにより点対称をなし線対称をなさないように形成した面であること
- B 第2 胴部上面について、本件意匠1は、円を直線Bにより点対称及び線対称をなすように切り欠いて形成した面であるのに対し、被告意匠は、円を曲線Bにより点対称及び線対称をなすように切り欠いて形成した、銀行の地図記号に類似する面であること
- C 第2 切欠部について、本件意匠1は、直線Bによって第2 胴部の円柱を切り欠いた面であり、切欠面はいずれも平面としての長方形であるのに対し、被告意匠は、曲線Bによって第2 胴部の円柱及びその下側にある円柱を切り欠いた面であり、切欠面はいずれも内側に湾曲した長方形で、下側に小さな凸部があること

## ウ 類否

以上を踏まえて、類否について検討する。

(7) 上記のとおり、本件意匠1と被告意匠は、基本的構成態様が共通しているが、第1胴部下面と第2胴部上面との間に円柱状の溝部が存在すること自体は、上記のとおり本件各意匠の要部とはいえない。また、第2切欠部は本件各意匠の要部に関するものであり、公知意匠においても第2切欠部を有するものが見当たらないことからすれば、第2切欠部が存在する被告意匠についても一定の美感の共通性が生じているといえるが、その具体的形状は下記のとおり異なっている。

また、本件意匠1と被告意匠は、第1胴部下面と第2胴部上面の各大きさ（回転軸を通る最大距離）がほぼ同一であること、溝部を構成する円柱の底面の直径は、直線A間の距離（本件意匠1）、略S字状の曲線A間の回転軸を通る最小距離（被告意匠）とほぼ同一である点において、共通している。しかしながら、第1胴部下面と第2胴部上面の大きさがほぼ同一であることは、乙4意匠、乙5意匠でも看取されるものであるし、溝部を構成する円柱は、第1胴部と第2胴部に挟まれる部分であることからすれば、その底面の大きさは需要者にそれほど強い印象を与えたとはいえない。

(4) 一方、本件意匠1と被告意匠の相違点はいずれも要部に関するものであるところ、第1胴部下面は、本件意匠1では、円を一对の対向する直線により線対称かつ点対称をなすように切り欠いた形状であるから、より規則的で静的な印象を与えるのに対し、被告意匠では、二つの略S字状の曲線による点対称の形状で、線対称の性質を有しないことから、むしろ回転をイメージさせる動的な印象を与えている。そして、第1胴部はランプホルダーに差し込まれ、自重によりその下面はランプホルダーと当接してランプを支える機能を有することからすれば、第1胴部下面は、特に需要者の注意を惹く部分といえるのであって、上記相違点は美感に大きな影響を与えている。

また、第2胴部上面は、本件意匠1では、第1胴部下面の場合と同様により規則的で静的な印象を与えるのに対し、被告意匠では、円を回転軸に向かって凹となる一对の曲線によって大きく切り欠いて形成した銀行の地図記号に類似する形状であることから、線対称ではあるもののより動的な印象を与えている。そして、これに伴って、第2切欠部についても、同様に印象の相違が生じている。

(5) 以上のとおり、本件意匠1と被告意匠は、第1胴部下面の形状、第2胴部下面の形状、第2切欠部の形状について、異なる美感を生じている。

本件意匠1と被告意匠を全体としてみると、いずれも第2切欠部が存在すること自体によって、一定の印象の共通性が生じるものの、第1胴部下面、第2胴部上面及び第2切欠部の各形状の相違点が組み合わさることによって、本件意匠1では、第1胴部下面と第2胴部上面がいずれも線対称であるから、規則的で静的な印象を強めているのに対し、被告意匠では、第2胴部上面は

線対称であるも第1胴部下面は線対称ではないことから、不規則で動的な印象を強めているということが出来る。

したがって、被告意匠を全体として観察したときに、本件意匠1と類似の美感が生じるとまでは認められず、両意匠が類似しているということとはできない。

#### エ 小括

以上のとおり、本件意匠1と被告意匠は類似するとは認められない。

なお、本件意匠1については、関連意匠として、登録意匠第1326164号(甲35意匠)、同1326166号(甲37意匠)及び同1326167号(甲39意匠)があり、また、本件意匠1と類似するとして拒絶査定された意匠登録出願として、意願2010 018756号(甲41意匠)があり、原告はこの点をもって本件意匠1と被告意匠が類似する旨主張する。

しかしながら、甲35意匠及び甲39意匠は、第1胴部下面の形状が本件意匠1と共通であり、甲37意匠及び甲41意匠は、第2胴部上面の形状が本件意匠1と共通であり、いずれも被告意匠の場合と比較して、より多くの共通点を有しているものであって、上記結論に影響するものではない。

#### (6) 本件意匠2と被告意匠との対比

##### ア 共通点

本件意匠2と被告意匠は、基本的構成態様において共通している。

また、具体的構成態様については、第1胴部下面と第2胴部上面の各大きさ(回転軸を通る最大距離)がほぼ同一であること、溝部を構成する円柱の底面の直径は、曲線A間の距離(本件意匠2)、略S字状の曲線A間の回転軸を通る最小距離(被告意匠)とほぼ同一である点において、共通している。

##### イ 相違点

本件意匠1と被告意匠は、以下の点において相違する。

- A 第1胴部下面について、本件意匠2は、円を曲線Aにより点対称及び線対称をなすように切り欠いて形成した面であるのに対し、被告意匠は、略S字状の曲線Aにより点対称をなし線対称をなさないように形成した面であること
- B 第2胴部上面について、本件意匠2は、円を有凹直線Bにより点対称及び線対称をなすように切り欠いて形成した面であるのに対し、被告意匠は、円を曲線Bにより点対称及び線対称をなすように切り欠いて形成した、銀行の地図記号に類似する面であること
- C 第2切欠部について、本件意匠2は、有凹直線Bによって、第2胴部の円柱を切り欠いた面であり、切欠面はいずれも平面としての長方形で、その中央に円弧状の溝が設けられているのに対し、被告意匠は、曲線Bによって、第2胴部の円柱及びその下側の円柱を切り欠いた面であり、切欠面はいずれも内側に湾曲した長方形で、その下側に小さな凸部があること

## ウ 類否

以上を踏まえて、類否について検討する。

(7) 上記のとおり本件意匠2と被告意匠は、基本的構成態様が共通しているが、第1胴部下面と第2胴部上面との間に円柱状の溝部が存在すること自体は、上記のとおり本件各意匠の要部とはいえない。また、第2切欠部は本件各意匠の要部に関するものであり、公知意匠においても第2切欠部を有するものが見当たらないことからすれば、第2切欠部が存在する被告意匠についても一定の美感の共通性が生じているといえるが、その具体的形状は下記のとおり異なっている。

また、本件意匠2と被告意匠は、第1胴部下面と第2胴部上面の各大きさ（回転軸を通る最大距離）がほぼ同一であること、溝部を構成する円柱の底面の直径は、曲線A間の距離（本件意匠2）、略S字状の曲線A間の回転軸を通る最小距離（被告意匠）とほぼ同一である点において、共通している。しかしながら、第1胴部下面と第2胴部上面の大きさがほぼ同一であることは、乙4意匠、乙5意匠でも看取されるものであるし、溝部を構成する円柱は、第1胴部と第2胴部に挟まれる部分であることからすれば、その底面の大きさは需要者にそれほど強い印象を与えたとはいえない。

(4) 一方で、本件意匠1と被告意匠の相違点はいずれも要部に関するものであるところ、第1胴部下面は、本件意匠2では、円を回転軸に向かって凹の円弧状の緩やかな一對の対向する曲線により点対称及び線対称をなすように切り欠いて形成した面であるが、その曲線は緩やかであるため、より規則的で静的な印象を与えるのに対し、被告意匠では、二つの略S字状の曲線による点対称の形状で、線対称の性質を有しないことから、むしろ回転をイメージさせる動的な印象を与えている。そして、上記(5)ウのとおり、第1胴部下面の形状の相違点は美感に大きな影響を与えているといえる。

また、第2胴部上面は、本件意匠2では、円をその中央に回転軸に向かって凹の円弧状の部分の有する一對の対向する直線により点対称及び線対称をなすように切り欠いて形成した面であることから、より規則的で静的な印象を与えるのに対し、被告意匠では、円を回転軸に向かって凹となる一對の曲線により大きく切り欠いて形成した銀行の地図記号に類似する形状であることから、線対称ではあるもののより動的な印象を与えている。そして、これに伴って、第2切欠部についても、同様に印象の相違が生じている。

(9) 以上のとおり、本件意匠2と被告意匠は、第1胴部下面の形状、第2胴部下面の形状、第2切欠部の形状について、異なる美感を生じている。本件意匠2と被告意匠を全体としてみると、いずれも第2切欠部が存在すること自体によって、一定の印象の共通性が生じるものの、第1胴部下面、第2胴部上面及び第2切欠部の各形状の相違点が組み合わさることによって、本件意匠2では、第1胴部下面と第2胴部上面がいずれも線対称であるから、規則的で静的な印象を強めているのに対し、被告意匠では、第2胴部上面は

線対称であるも第1胴部下面は線対称ではないことから、不規則で動的な印象を強めているということが出来る。

したがって、被告意匠を全体として観察したときに、本件意匠2と類似の美感が生じるとまでは認められず、両意匠が類似しているということとはできない。

#### エ 小括

以上のとおり、本件意匠2と被告意匠は類似するとは認められない。

なお、本件意匠2と類似するとして拒絶査定された意匠登録出願として、意願2010 018757号(甲43意匠)、意願2010 018758号(甲45意匠)、意願2010 018759号(甲47意匠)があり、原告はこの点をもって本件意匠2と被告意匠が類似する旨主張する。しかしながら、甲43意匠及び甲45意匠は、第2胴部上面の形状が本件意匠2と共通であり、甲47意匠は、第1胴部下面の形状が本件意匠2と共通であり、いずれも被告意匠の場合と比較して、より多くの共通点を有しているものであって、上記結論に影響するものではない。

### 2 原告の訴えの追加的変更について

なお、原告は、平成24年3月12日付け原告準備書面(7)において、原告が有する特許第4537488、4573311号の各特許権を有するところ、被告による被告製品の製造販売等が上記各特許権を侵害すると主張して、被告に対する特許法100条に基づく被告製品の製造販売等の差止め・廃棄請求及び特許権侵害の不法行為に基づく損害賠償請求を追加するに至った。これに対し、被告は、変更前と変更後の請求との間には請求の基礎の同一性がなく、また、訴えの変更を認めた場合には訴訟手続が著しく遅延すると主張して、訴えの変更の不許を申し立てた。

この点、上記各特許権が、本件各意匠の構成に関連するものであるとしても、特許権侵害訴訟における攻撃防御方法は意匠権侵害訴訟の場合とは同一ではなく、したがって、当該訴えの追加的変更は「これにより著しく訴訟手続を遅滞させることとなるとき」(民事訴訟法143条1項)に当たるといふべきである。

したがって、当該訴えの追加的変更については、これを許可しない。

### 3 結論

以上によれば、本件では、その余の争点について判断するまでもなく、原告の請求にはいずれも理由がない。

よって、主文のとおり判決する。

## 【高裁の事案の概要】

### 1 事案の要旨

(1) 本件は、「放電ランプ」についての原判決別紙意匠公報1及び2の各意匠権を有する控訴人(HOYA CANDEO OPTRONICS株式会社)が、被控訴人(ARK TECH株式会社)に対し、被控訴人による原判決別紙被告製品目録1

及び同2記載の各製品（以下「被告各製品」という。）の製造販売等が、上記の各意匠権を侵害すると主張して、意匠法37条1項及び2項に基づき、被告各製品の製造販売等の差止め、廃棄を求めるとともに、上記の各意匠権侵害の不法行為に基づき、損害賠償金8467万2400円及びこれに対する不法行為の日である平成23年1月23日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

原審は、被告各製品に係る意匠は上記の各意匠権に係る意匠と類似しないと見て、控訴人の請求を棄却したため、控訴人が控訴した。

(2) なお、控訴人は、原審において、被控訴人による被告各製品の製造販売等が控訴人が有する特許第4537488、4573311号の各特許権を侵害すると主張して、被控訴人に対する特許法100条に基づく被告各製品の製造販売等の差止め・廃棄請求及び特許権侵害の不法行為に基づく損害賠償請求を追加する訴えの追加的変更を申し立てたが、原審はこれを「これにより著しく訴訟手続を遅延させることとなる時」（民訴法143条1項）に当たるとして却下した。そして、控訴人は、当審においても同様の訴えの追加的変更を申し立てたが、当裁判所もこれを却下した。その後、控訴人は、当審第2回口頭弁論期日において、上記特許権侵害に係る訴えの追加的変更の申立てを取り下げ、被控訴人はこれに同意した。

(3) 以下、略称は、本判決で示すものを除き、原判決のものによる。

## 2 判断の基礎となる事実、争点及び争点に係る当事者の主張

以下のとおり当事者の当審における主張を加えるほか、原判決「事実及び理由」中の「第2 事案の概要」欄の1及び2並びに「第3 争点に係る当事者の主張」欄記載のとおりであるから、これを引用する。

ただし、原判決3頁13行目の「登録番号 第1325923号」を「登録番号 第1326165号」と、17行目の「以下「本件意匠2」という。」を「以下「本件意匠2」といい、本件意匠1と併せて「本件各意匠」という。」と、12頁16行目の「中央部と」を「中央部を」と、それぞれ改める。

### 【高裁の判断】

1 当裁判所も、本件各意匠と被告意匠とは類似しないと判断する。その理由は、2のとおり原判決を補正し、3のとおり控訴人の当審における主張に対する判断を加えるほか、原判決「事実及び理由」の「第4 当裁判所の判断」欄の1記載のとおりであるから、これを引用する。

## 2 原判決の補正

(1) 原判決20頁23行目「乙1等」を「甲27ないし33、乙2」と、26行目の「本件意匠1」を「被告意匠」と、それぞれ改める。

(2) 原判決21頁12行目の「回転軸に向かって凹となる一对の曲線（以下「曲線B」という。）」を、「回転軸に向かって凹となり、両端部に僅かに直線部分を有する一对の曲線（以下「曲線B」という。）」と改める。

- (3) 原判決 22 頁 20 行目の「第 1 胴部下面」から 21 行目の「認められる。」までを「第 1 胴部下面と第 2 胴部上面の大きさ（回転軸を通る最大距離）はほぼ同一であるが、第 1 胴部下面に一对の対向する直線による切欠きが設けられている反面、第 2 胴部は切欠きのない円柱状であることから、第 2 胴部上面は、第 1 胴部下面よりも大きいことが認められる。」と改める。
- (4) 原判決 23 頁 23 行目の「大きさ」の後に「（回転軸を通る最大距離）」を加える。
- (5) 原判決 25 頁 20 行目の「大きさ」の後に「（回転軸を通る最大距離）」を加える。
- (6) 原判決 26 頁 10 行目の「与えるに対し」を「与えるのに対し」と、15 行目から 16 行目の「第 2 胴部下面」を「第 2 胴部上面」と、22 行目の「あるも」を「あるのに対し」と、それぞれ改める。
- (7) 原判決 27 頁 22 行目の「本件意匠 1」を「本件意匠 2」に改める。
- (8) 原判決 28 頁 24 行目の「大きさ」の後に「（回転軸を通る最大距離）」を加える。
- (9) 原判決 29 頁 3 行目の「本件意匠 1」を「本件意匠 2」と、20 行目から 21 行目の「第 2 胴部下面」を「第 2 胴部上面」と改める。

### 3 控訴人の当審における主張に対する判断

#### (1) 本件意匠 2 の要部について

ア 控訴人は、本件意匠 2 の要部は、公知意匠である乙 4 意匠及び関連意匠等に関する特許庁の審査実績を参酌すると、その基本的構成を前提に、第 2 胴部に一对の対向する切欠部（第 2 切欠部）を設けたこと、第 2 胴部上面に切欠きを設けたこと、及び各部構成比率、配列から生ずるバランスにあると主張する。

確かに、本件意匠 2 の溝部は、乙 4 意匠にも見られるものであるから、看者たる需要者の注意を惹くとはいえず、他方、その第 2 切欠部の形状（控訴人が主張する位置、大きさ及び範囲を含む。）及びそれを反映した第 2 胴部上面の形状は、乙 4 意匠や乙 5 意匠といった公知意匠には見られないものであるから、それらが新規な形状として需要者の注意を惹く要部であると認めべきことは控訴人が主張するとおりである。

しかし、需要者は、物品の使用態様上重要な機能を果たす部分については、その形状に注意を払うものである。そして、本件意匠 2 に係る物品である放電ランプをランプホルダーに取り付ける方法が、溝部と第 2 胴部との段差面をランプホルダー内の基準面に当接するまで挿入した後、放電ランプとランプホルダー内の回転部を 90 度回転させて、最後に、第 1 胴部下面を自重によりランプホルダーに当接させるものであることは、先に引用した原判決「第 4 当裁判所の判断」1(4)ア(22 頁)記載のとおりであり、このような使用態様とすることによって、放電ランプをランプホルダーの適正な位置に固定することを可能としている（甲 9）。そうすると、最後にランプホ

ルダーに当接する第1胴部下面は、物品の使用態様上重要な機能を果たす部分であるから、その形状についても、需要者の注意を惹く要部と認めるのが相当であり、この部分が要部でないとの控訴人の主張は採用できない（なお、特許庁の審査実績との関係については、後に述べる。）。

イ また、控訴人は、各部の構成比率や配列が要部であると主張し、その視覚的効果として、本件意匠2が、その意匠公報図面における右側面視（上から見た場合）において、一对の第2切欠部を有する第2胴部上面が第1胴部越しに視認できる「段付き形状」を呈すると主張する。

確かに、第1胴部下面の形状と第2胴部上面の形状の関係がどのようなものであるかは、上記の使用態様を採る上で重要であるから、その点について需要者の注意を惹くと考えられることは控訴人が主張するとおりである。

しかし、第2胴部上面が第1胴部下面から突出し、第1胴部越しに第2胴部上面が視認できる形状は、既に乙4意匠にも示されている上、前記のような本件意匠2に係る放電ランプの使用態様を採るために必然的な形状であり、控訴人自身もそのことは認めている（原審における平成23年8月4日付け原告準備書面（2）29頁、平成24年4月27日付け原告準備書面（8）14頁）。そうすると、需要者の注意を惹くのは、単に第2胴部上面が第1胴部下面から突出し、第1胴部越しに第2胴部上面が視認できる形状となっていることではなく、控訴人が「段付き形状」と呼ぶ、本件意匠2の第1胴部下面の具体的な形状と第2胴部上面の具体的な形状とを組み合わせた具体的な形状にあるというべきである。そして、このような具体的な「段付き形状」は、先に補正して引用した原判決「事実及び理由」の「第4 当裁判所の判断」欄の1(2)（19頁ないし20頁）のとおり、第1胴部下面と第2胴部上面の具体的な形状が認識されれば、その組合せとして具体的に認識し得るものであるし、控訴人が取捨選択した部分の構成比率を特定することによって具体的な「段付き形状」が十分に表現できているとはいえない（例えば、本件意匠2の第2胴部上面の直線部分と凹部分の混在具合は、控訴人が主張する構成比率によっては何ら表現されていない。）から、そのような構成比率を本件意匠2の構成として認識するのは相当ではなく、仮に認識したとしても、そのような構成比率を本件意匠2の要部と認めることはできないというべきである。

したがって、本件意匠2の要部に関する控訴人の主張は採用できず、本件意匠2の要部は、第1胴部下面、第2切欠部とそれを反映した第2胴部上面、そして、その結果としての第1胴部下面と第2胴部上面との組合せの各具体的な形状にあると認めるのが相当である。

## (2) 本件意匠2と被告意匠との類否について

ア 控訴人は、本件意匠2と被告意匠とは、①共通の基本的構成態様を備えたこと、②第2胴部に一对の対抗する切欠部（第2切欠部）を設けたこと、③第2胴部上面に切欠きを設けたこと、④各部構成比率、配列から生ずるバラ

ンスが共通することの各点において共通することから、意匠全体として共通する美感が生じていると主張する。

しかし、本件意匠2の要部と認められるのは前記のとおりであり、これらの具体的形状を比較して類否を判断する必要があるから、上記の点において共通することをもって、意匠全体として共通する美感が生じているとの控訴人の上記主張は採用できない。

イ 控訴人は、本件意匠2と被告意匠について、①第1胴部下面の形状の相違は、甲43意匠や甲45意匠にも見られる相違の範囲内で、「概ね俵型」で共通しており、②第2胴部の第2切欠部の形状及び第2胴部上面の形状の相違は、甲47意匠にも見られる相違の範囲内で、「概ね俵型」で共通しており、③第1胴部下面と第2胴部上面の組み合わせ形状の相違を見ても、甲43意匠、甲45意匠及び甲41意匠に照らすと、「概ね俵型」の第1胴部下面と「概ね俵型」の第2胴部上面の形状組合せの範囲を逸脱するものではないと主張する。

しかし、原判決「事実及び理由」の「第4 当裁判所の判断」の欄の1(6)ウ(28頁ないし30頁)記載のとおり、第1胴部下面の形状は、本件意匠2では線対称及び点对称の曲線が緩やかであるためにより規則的で静的な印象を与えるのに対し、被告意匠では略S字状の曲線による点对称の形状で回転をイメージさせる動的な印象を与えており、第2胴部上面の形状は、本件意匠2では円を一对の対向する直線により切り欠き、その直線の中央に細い凹部を設けたもので、より規則的で静的な印象を与えるのに対し、被告意匠では、円を一对の凹状曲線により大きく切り欠いたもので、より動的な印象を与えており(なお、第2切欠部の両端の面取り部は、幅が狭いためこの印象に影響を与えるものではない。)、これらの第1胴部下面と第2胴部上面を組み合わせた形状を見ると、本件意匠2では規則的で静的な印象を強めているのに対し、被告意匠では不規則で動的な印象を強めている。そして、これらの第1胴部下面と第2胴部上面の形状の相違からすると、控訴人が主張するように、被告意匠が、「概ね俵型」の第1胴部下面と「概ね俵型」の第2胴部上面の形状を組み合わせたものであるとはいえない。

また、控訴人が指摘する、特許庁における関連意匠等の審査実績を検討すると、まず、本件意匠2と類似するとして拒絶査定された甲43意匠及び甲45意匠は、第2胴部上面及び第2切欠部の形状が本件意匠2と同じである上、第1胴部下面の形状が被告意匠と比べて曲線度合いが低く、回転をイメージさせる動的な印象が弱いことから、第1胴部下面と第2胴部上面を組み合わせた形状において、被告意匠のような不規則で動的な印象の強さが認められず、このことは、甲41意匠と本件意匠1との関係でも同様である。また、本件意匠2と類似するとして拒絶査定された甲47意匠は、第2胴部上面及び第2切欠部の形状として、大きな凹部を形成している点で被告意匠と同様であり、凹部はむしろ被告意匠よりも深い点で、第1胴部下面の形状が本

件意匠 2 と同一であることから、第 1 胴部下面と第 2 胴部上面を組み合わせた形状において、被告意匠のような不規則で動的な印象の強さが認められない。なお、本件意匠 1（本意匠）と本件意匠 2（関連意匠）とは、第 1 胴部下面の形状と第 2 胴部上面の形状の双方に差異がありながら類似すると判断されているが、第 1 胴部下面の形状は、本件意匠 1 が円を一对の対向する直線で切り欠いているのに対し、本件意匠 2 は円を一对の対向する曲線で切り欠いているものの、曲線が緩やかな円弧状であることや、いずれも線対称及び点対称をなすように切り欠いていることから、規則的で静的な印象を与える点で同一であり、第 2 胴部上面の形状は、本件意匠 1 が一对の対向する直線で切り欠いているのに対し、本件意匠 2 は一对の対向する直線により切り欠き、その直線の中央に幅の狭い凹部を設けたものであり、凹部の幅が小さいことから、いずれも規則的で静的な印象を与える点で同一であって、第 1 胴部下面と第 2 胴部上面を組み合わせた形状を見ても、被告意匠のような不規則で動的な印象は生じない。したがって、控訴人が主張する関連意匠等についての特許庁の審査実績は、本件意匠 2 と被告意匠とが共通の美感を生じるとは認められないとの上記判断を左右するものではない。

以上より、控訴人の上記主張は採用できない。

ウ なお、控訴人は、被告意匠の構成に第 2 切欠部の下部の凸部を含めるべきでないとして主張するところ、被告各製品において、第 2 切欠部の当該凸部は、第 2 胴部を超えて、これに接続する円柱状の部材の周面まで延長されているものではあるが、第 2 切欠部と一体の形状として認識されるものであるから、被告意匠の構成態様として認識するのが相当である。また、仮に当該凸部を被告意匠の構成態様から除外するとしても、そのことが本件意匠 2 と被告意匠との類否の判断に影響するものでないことは、先に述べたところから明らかである。

また、控訴人は、被告意匠の第 1 胴部も円を切り欠いた形状であると主張するが、被告意匠の第 1 胴部の形状が一見して円を切り欠いた形状であるとは認め難い上、請求原因事実としての被告意匠の構成態様の特定は、原判決別紙被告製品目録 1 及び 2 に示された形状によって尽きており、被告意匠の構成態様の記載は、主張立証ないし審理判断の便宜のためにその形状を言語によって表現するにすぎないものであるから、第 1 胴部下面の形状を切り欠きと表現するか否かによって類否判断の実質が左右されるものでもない。

#### 4 結語

以上によれば、その余の争点について判断するまでもなく控訴人の本件請求は理由がないから棄却すべきであり、これと同旨の原判決は相当であるから、本件控訴を棄却することとして、主文のとおり判決する。

#### 【論 説】

1. 本件は、意匠権侵害事件であるから、被告意匠の内容が不明であれば、論

評することはできない。けだし、被告意匠については、筆者が通常入手している最高裁HPには、判決文に添付されているはずの別紙物件目録が公表されていないからである。しかし、原告の本件登録意匠(1)(2)については意匠公報を入手できたから、それらをここに添付することで、裁判所が認定説示している被告意匠の構成態様を、原告意匠と対比して想像するしかない。

もっとも高裁の判決文には、控訴人が提出した両意匠についての対比表を、図面ではなく文字言葉で、両者の異同を説明しているから、手掛かりにはなるだろう。しかし、筆者としては、図面又は現物の対比でなければ、妥当な意匠の類否判断はできないし、言葉による説明は理解のための補助にすぎないと思っている。ということは、意匠の類否判断は、感性から入って理性でまとめるものといっていよいよだろう。

2. さて、本件登録意匠(1)(2)はいずれも、「放電ランプ」という物品の部分意匠に関するもので、図面を見ても部分について非常に判別しにくい構成態様であるところ、出願人は本件意匠の特徴について記載しているから、これを読めば、第三者は創作の要部が何処にあるのかを一応理解することができるだろう。

しかしながら、この特徴記載については、意匠公報によれば、「特許庁は内容について審査していません。」と記載していることは、甚だ無責任である。なぜその記載を見ていながら、審査していないということは、出願人の創作の要点についての主張を無視することを意味するが、もし拒絶理由通知に対して引用意匠との類否について出願人が主張する際に、「特徴」記載をそのまま引用しても、そのような主張は無視されることになるが、それでいいのだろうか。これは意施規第6条5項によるものだろうが、この規定は審査に直接影響を与えるべきものではないし、意匠権侵害事件における「エストッペルの原則」に反するおそれが十分である。

3. さて、裁判所は地裁でも高裁でも、登録意匠の構成態様(形態)を、「基本的」と「具体的」とに区分して記載しているが、何をもって「基本的構成態様」と解しているのかよくわからない。これは、要するに、当該意匠に係る物品が本質的に固有する形態は何かについて、まず当該物品の用途及び機能等から把握し、その上に立って、創作した形態はどこにあるかを把握するにあることを意味しているのだと言え、よくわかるのである。

そのような筋道をたどることによって、保護対象としての登録意匠の内容を客観的に理解することができるのであるが、どうだろうか。

4. 地裁判決では、本件意匠1, 2と被告意匠とを対比して観察すると、異なる美感を生ずると認定するが、これは法24条2項の影響があるのだろう。しかし、美感という感性は、看者においてさまざまであることを知れば、それを意匠の類否判断の決め手とすることは不可能である。もっと理性的判断が加わって然るべきである。

[牛木 理一]

	本件意匠2	被告意匠
基本的 構成態様	① 上側に位置する略円柱状の胴部（「第1胴部」）の下面,	同左
	② 下側に位置する略円柱状の胴部（「第2胴部」）の上面,	同左
	③ 第1胴部と第2胴部との間の円柱状の溝部,	同左
	④ 第2胴部側面の一对の対向する切欠部（第2切欠部）	同左
	からなる。	同左
	第1胴部下面及び第2胴部上面は、ランプの回転軸に垂直であり、溝部は同軸を中心に設けられている。	同左
具体的 構成態様	A 第1胴部下面の形状	
	円を、回転軸に向かって凹の円弧状の緩やかな一对の対向する曲線（以下「曲線A」という。）により、点対称及び線対称をなすように切り欠いて形成した面	円を二つの略S字状の一对の対向する曲線（以下「曲線A」という。）により切り欠いて、点対称をなし線対称をなさないように形成した面
	B 第2胴部上面の形状	
	第1胴部下面の円と等しい直径を有する第2胴部を構成する円を両側から、回転軸に向かって点対称及び線対称をなすように凹状に切り欠いた面であり、	同左
	その切欠形状は凹の幅が切欠部全体の概ね2割、深さが凹の幅の概ね4割の円弧状の部分有する一对の対向する直線（以下「有凹直線B」という。）により、切り欠いて形成した面	その切欠形状は凹の幅が切欠部全体の概ね4分の3、深さが凹の幅の概ね2割の円弧状の部分有する一对の対向する直線（以下「有凹直線B」という。）により、切り欠いて形成した面
	曲線A、有凹直線Bはいずれも同じ向きであり、有凹直線B間の距離は、曲線A間の距離よりも長い。	同左
	C 第2切欠部の形状	
	第2胴部の円柱を、有凹直線Bによって回転軸の方向に切り欠いた面であり、切欠面は平面としての長方形で、その中央に幅が第2切欠部全体の幅の概ね2割、深さが溝の幅の概ね4割の円弧状の溝が設けられている。	第2胴部の円柱を、有凹直線Bによって回転軸の方向に切り欠いた面であり、切欠面は平面としての長方形で、その中央に幅が第2切欠部全体の幅の概ね4分の3、深さが溝の幅の概ね2割の円弧状の溝が設けられている。
	D 溝部	
	溝部を構成する円柱の底面の直径は、曲線A間の距離よりもやや短い。	溝部を構成する円柱の底面の直径は、曲線A間の回転軸を通る最小距離とほぼ同一である。
	E 各構成部分の構成比率	
	放電ランプ口金部の①～④の各構成部分において、	同左
	一对の切欠部を有する幅狭縦長の直径をaとする第1胴部下面と、この第1胴部の切欠部の幅bより大きい幅dの一对の切欠部を有する幅広の直径をcとする第2胴部上面と、第2胴部に設けられた幅e、高さfの一对の第2切欠部と、第1胴部と第2胴部との間に形成された高さgの溝部としたとき、	同左
各構成部分の構成比率 a : b : c : d : e : f : g は、	同左	
「26 : 20 : 26 : 23 : 11 : 7 : 3」である。	「26 : 20 : 26 : 23 : 11 : 10 : 3」である。	

- (19) 【発行国】日本国特許庁 (JP)  
(45) 【発行日】平成20年3月31日 (2008. 3. 31)  
(12) 【公報種別】意匠公報 (S)  
(11) 【登録番号】意匠登録第1325923号 (D1325923)  
(24) 【登録日】平成20年2月29日 (2008. 2. 29)  
(54) 【意匠に係る物品】放電ランプ

【部分意匠】

【関連意匠の意匠登録番号】意匠登録第1326164号 (D1326164)、意匠登録第1326165号 (D1326165)、意匠登録第1326166号 (D1326166)、意匠登録第1326167号 (D1326167)

- (52) 【意匠分類】H1-76  
(51) 【国際意匠分類 (参考)】26-04、26-05  
(21) 【出願番号】意願2007-21935 (D2007-21935)  
(22) 【出願日】平成19年8月10日 (2007. 8. 10)  
(72) 【創作者】

【氏名】芦田 克己

【住所又は居所】埼玉県戸田市氷川町3丁目5番24号 HOYA CANDEO OPTRONICS 株式会社 内

- (73) 【意匠権者】

【識別番号】592032430

【氏名又は名称】HOYA CANDEO OPTRONICS株式会社

【住所又は居所】埼玉県戸田市氷川町三丁目5番24号

- (74) 【代理人】

【識別番号】100068755

【弁理士】

【氏名又は名称】恩田 博宣

- (74) 【代理人】

【識別番号】100105957

【弁理士】

【氏名又は名称】恩田 誠

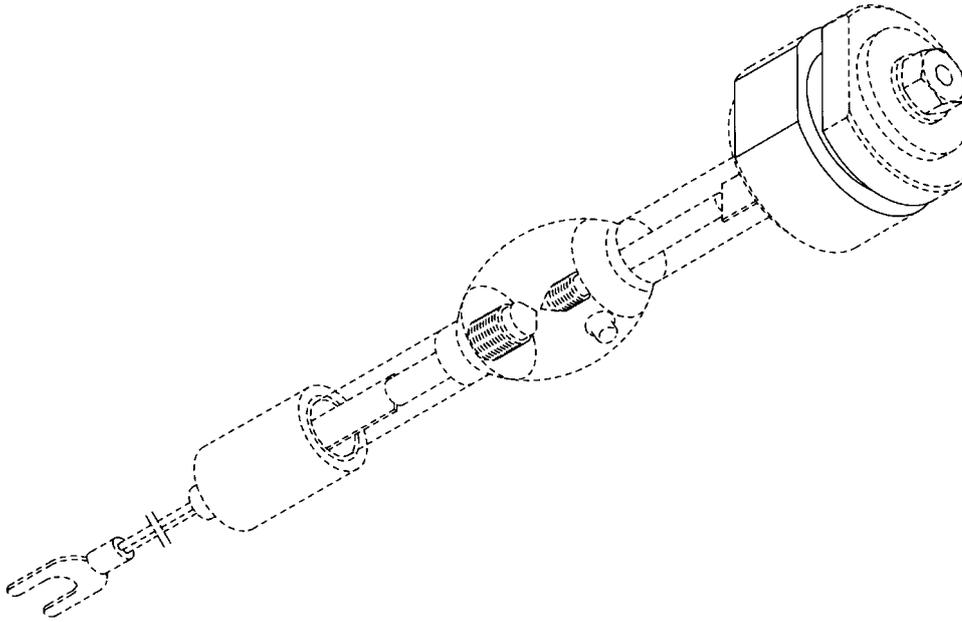
【審査官】内藤 弘樹

(55) 【意匠に係る物品の説明】この意匠に係る物品は放電ランプであって、正面図右側には本物品をランプホルダーに固定する為の口金部が設けられている。口金部は、一对の切り欠け部を有する第1胴部と、第1胴部より直径が大きく一对の切り欠け部を有する第2胴部と、第1胴部と第2胴部との間に形成された溝部とで構成されている。本物品をランプホルダーに取り付ける際には、使用状態を示す参考図に示すように、まず初めに、口金部の溝部と第2胴部との段差面がランプホルダー内の基準面に当接するまで挿入する。次に、本物品とランプホルダー内に設けられた回転部とを回転させる。最後に、本物品の自重によって、第1胴部下面をランプホルダーに当接させることによって、本物品をランプホルダーの適正な位置に固定することができる。

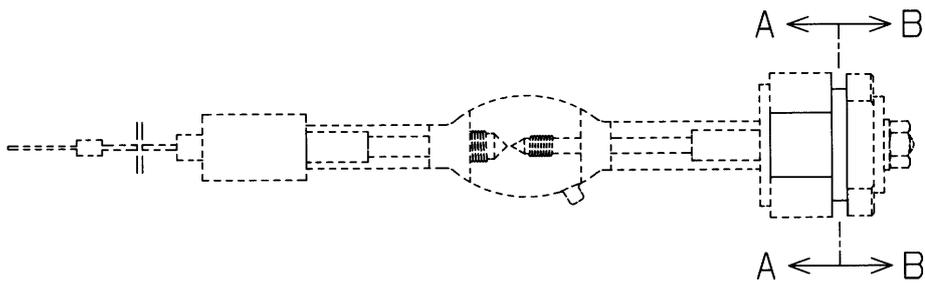
(55) 【意匠の説明】部分意匠として意匠登録を受けようとする部分を実線で、それ以外の部分を破線で表している。断面図を含めて部分意匠として意匠登録を受けようとする部分を特定している。図面中、省略した部分は、図面上4センチメートルである。

【図面】

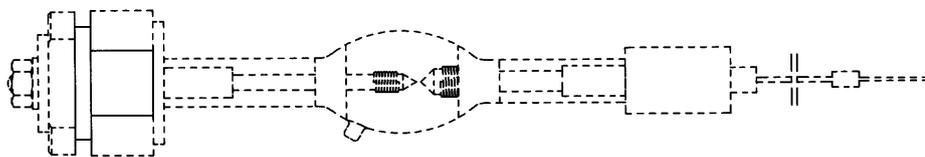
【正面・底面・右側面側からの斜視図】



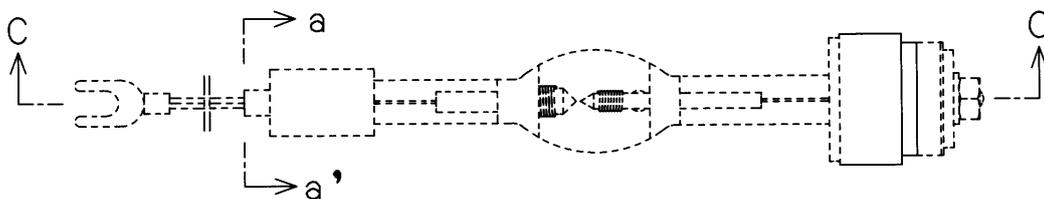
【正面図】



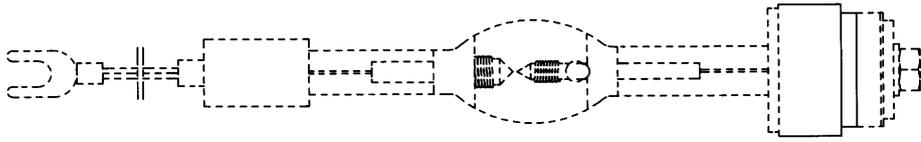
【背面図】



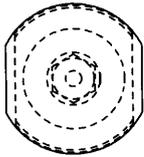
【平面図】



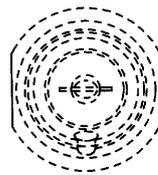
【底面図】



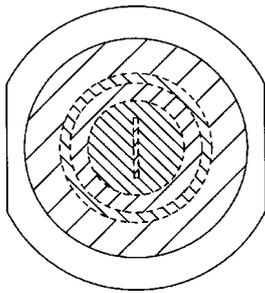
【右側面図】



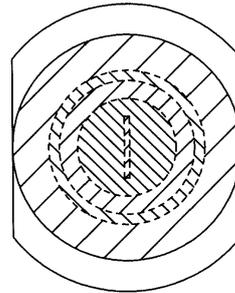
【左側面図】



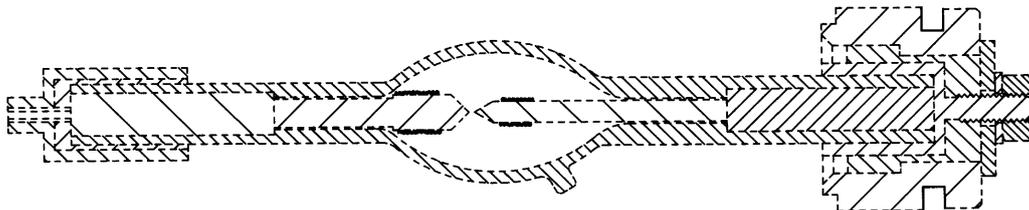
【A-A拡大断面図】



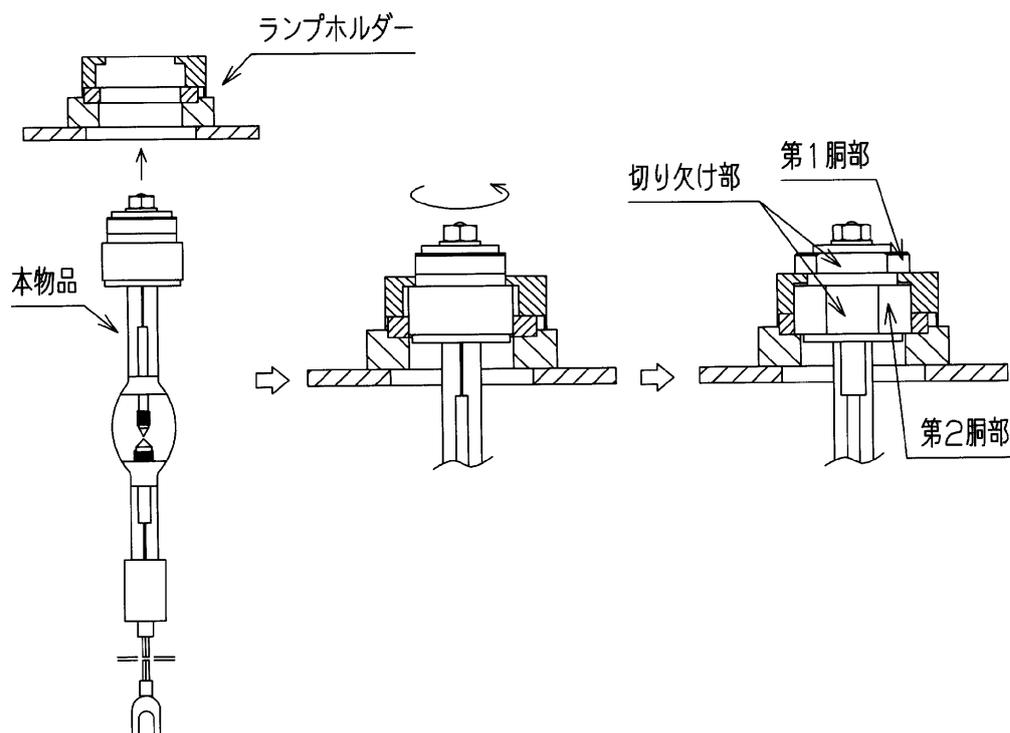
【B-B拡大断面図】



【a-a'部におけるC-C拡大断面図】



### 【使用状態を示す参考図】



### 【意匠の特徴】

〔出願人の記載をそのまま掲載しており、特許庁は内容について審査をしていません。〕

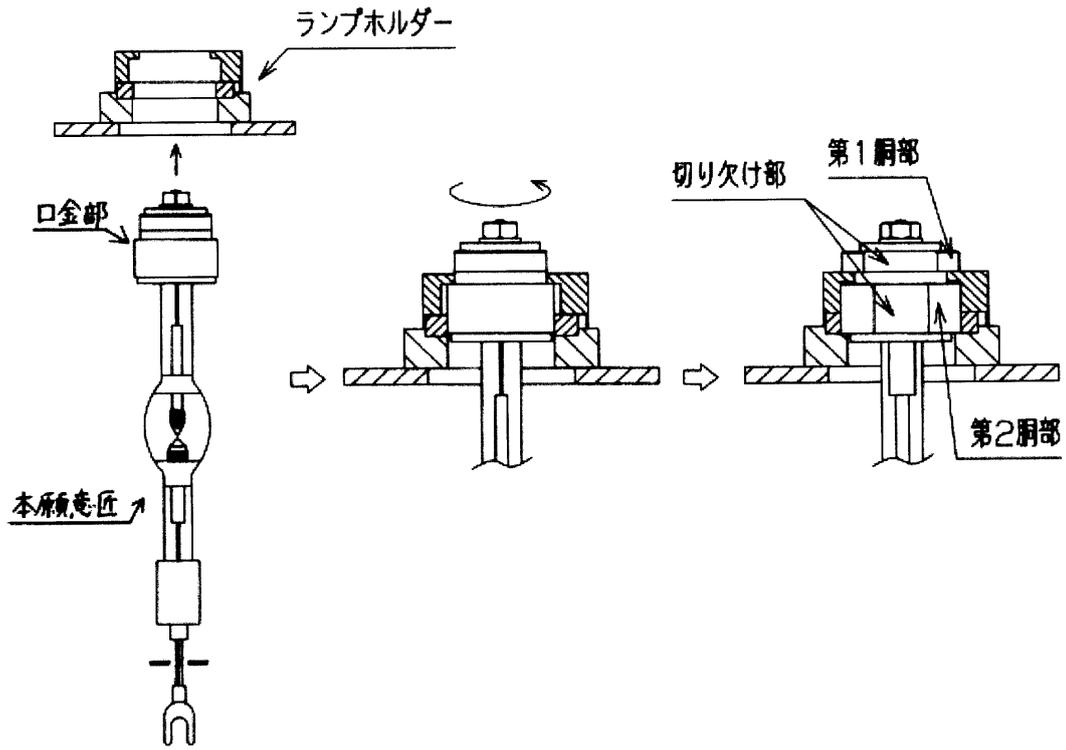
本願意匠に係る「放電ランプ」の特徴は、『一端に設けた口金部を、一对の切り欠け部を有する第1胴部と、この第1胴部より直径の大きい一对の切り欠け部を有する第2胴部と、第1胴部と第2胴部との間に形成された溝部とで構成した点』にある。

この放電ランプは、光源装置のランプホルダーに取り付けて使用されるものであるが、取り付け時において、需要者が放電ランプをランプホルダーに十分に差し込まない状態で取り付けることによって、放電ランプが適正な位置に取り付けられず、放電ランプは点灯するものの十分な照度を得ることができないという問題があった。

そこで、本願意匠においては、口金部を上記のような形状とすることによって、容易且つ確実に、放電ランプをランプホルダーに差し込み、適正な位置に取り付けることを可能としたのである。

具体的には、以下のような流れで放電ランプをランプホルダーに取り付ける。説明図に示すように、まず初めに、口金部の溝部と第2胴部との段差面がランプホルダー内の基準面に当接するまで挿入する。次に、放電ランプとランプホルダー内に設けられた回転部とを回転させる。最後に、放電ランプの自重によって、第1胴部下面をランプホルダーに当接させることによって、放電ランプをランプホルダーの適正な位置に固定する。

【説明図】



- (19) 【発行国】 日本国特許庁 (JP)  
(45) 【発行日】 平成20年3月31日 (2008. 3. 31)  
(12) 【公報種別】 意匠公報 (S)  
(11) 【登録番号】 意匠登録第1326165号 (D1326165)  
(24) 【登録日】 平成20年2月29日 (2008. 2. 29)  
(54) 【意匠に係る物品】 放電ランプ

【部分意匠】

【本意匠の意匠登録番号】 意匠登録第1325923号 (D1325923)

【本意匠に係る他の関連意匠の意匠登録番号】 意匠登録第1326164号 (D1326164)、意匠登録第1326166号 (D1326166)、意匠登録第1326167号 (D1326167)

- (52) 【意匠分類】 H1-76  
(51) 【国際意匠分類 (参考)】 26-04、26-05  
(21) 【出願番号】 意願2007-21937 (D2007-21937)  
(22) 【出願日】 平成19年8月10日 (2007. 8. 10)  
(72) 【創作者】

【氏名】 芦田 克己

【住所又は居所】 埼玉県戸田市氷川町3丁目5番24号 HOYA CANDEO OPTRONICS 株式会社 内

- (73) 【意匠権者】

【識別番号】 592032430

【氏名又は名称】 HOYA CANDEO OPTRONICS株式会社

【住所又は居所】 埼玉県戸田市氷川町三丁目5番24号

- (74) 【代理人】

【識別番号】 100068755

【弁理士】

【氏名又は名称】 恩田 博宣

- (74) 【代理人】

【識別番号】 100105957

【弁理士】

【氏名又は名称】 恩田 誠

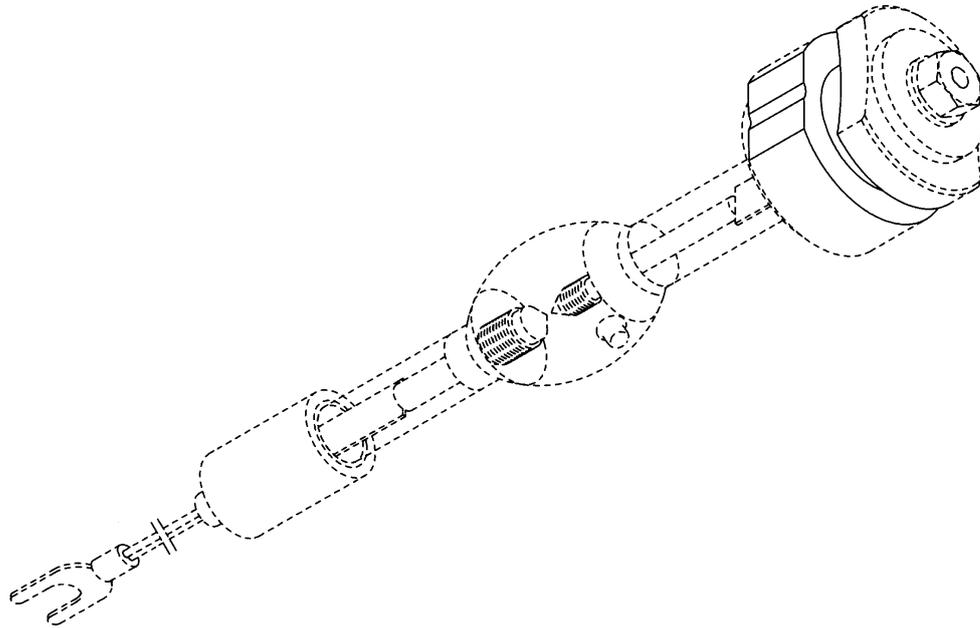
【審査官】 内藤 弘樹

(55) 【意匠に係る物品の説明】 この意匠に係る物品は放電ランプであって、正面図右側には本物品をランプホルダーに固定する為の口金部が設けられている。口金部は、一対の切り欠け部を有する第1胴部と、第1胴部より直径が大きく一対の切り欠け部を有する第2胴部と、第1胴部と第2胴部との間に形成された溝部とで構成されている。本物品をランプホルダーに取り付ける際には、使用状態を示す参考図に示すように、まず初めに、口金部の第1胴部下面がランプホルダー上に位置するまで挿入する。次に、本物品とランプホルダー内に設けられた回転部とを回転させる。最後に、本物品の自重によって、第1胴部下面をランプホルダーに当接させることによって、本物品をランプホルダーの適正な位置に固定することができる。

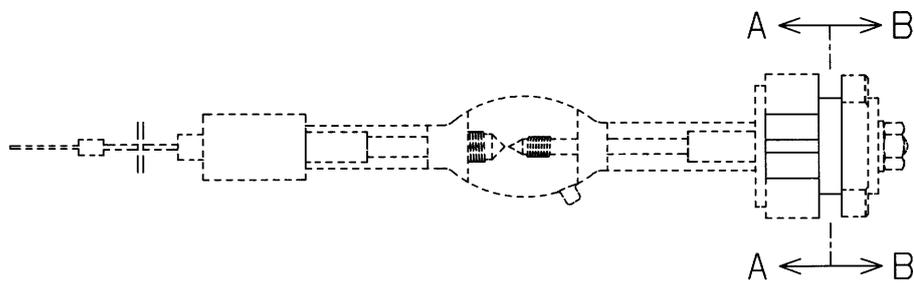
(55) 【意匠の説明】 部分意匠として意匠登録を受けようとする部分を実線で、それ以外の部分を破線で表している。断面図を含めて部分意匠として意匠登録を受けようとする部分を特定している。図面中、省略した部分は、図面上4センチメートルである。

【図面】

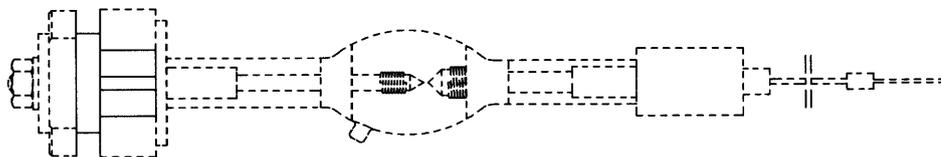
【正面・底面・右側面側からの斜視図】



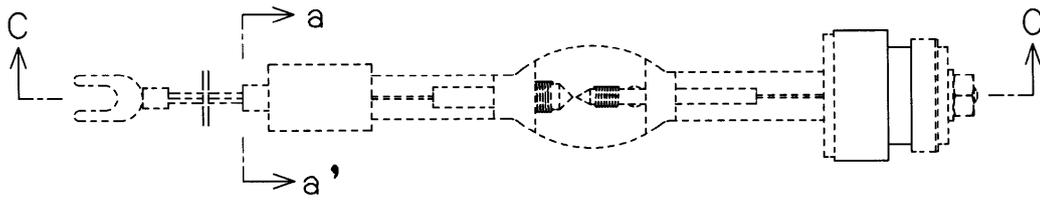
【正面図】



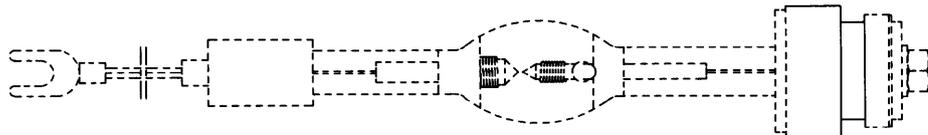
【背面図】



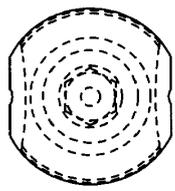
【平面図】



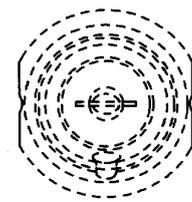
【底面図】



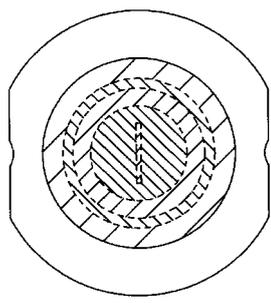
【右側面図】



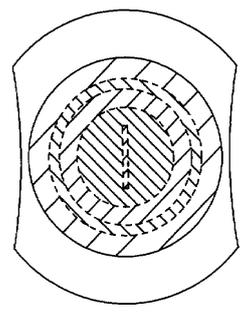
【左側面図】



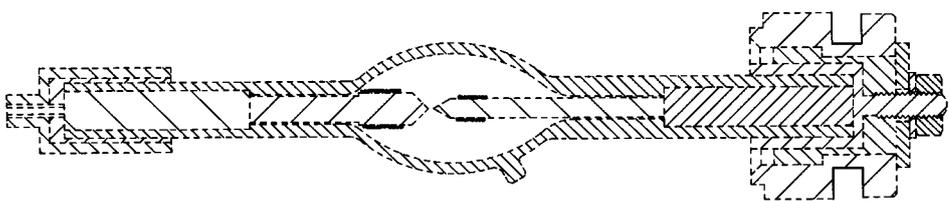
【A-A拡大断面図】



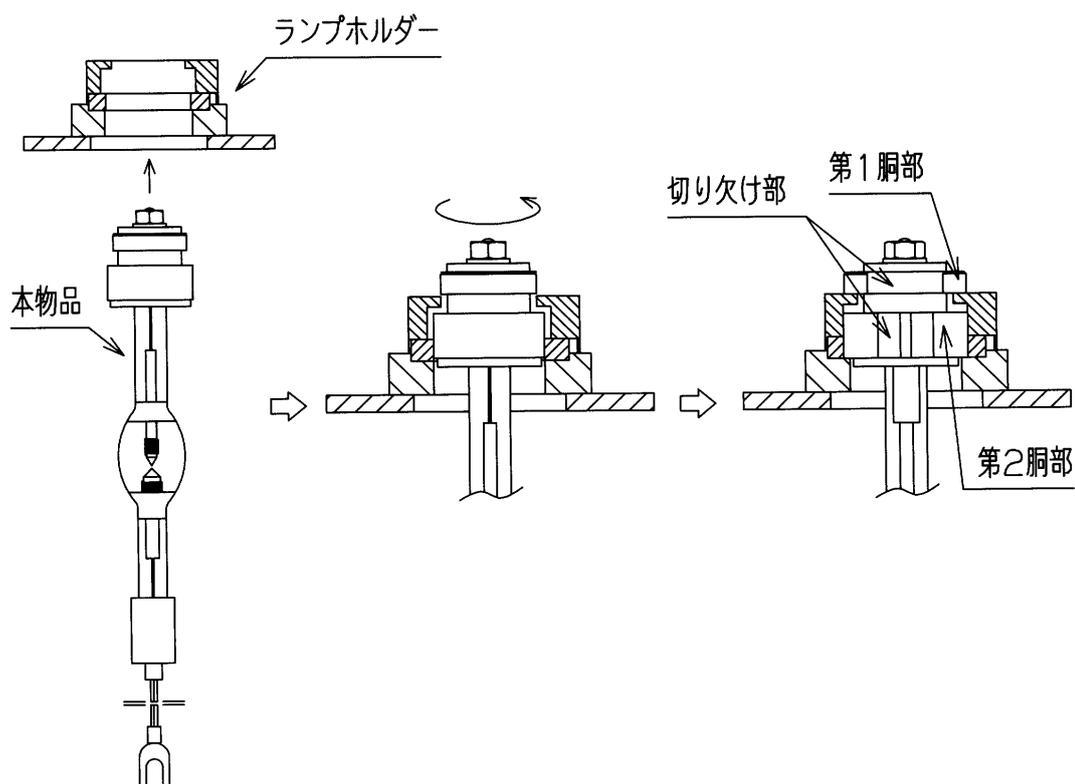
【B-B拡大断面図】



【a-a'部におけるC-C拡大断面図】



### 【使用状態を示す参考図】



### 【意匠の特徴】

〔出願人の記載をそのまま掲載しており、特許庁は内容について審査をしていません。〕

本願意匠に係る「放電ランプ」の特徴は、『一端に設けた口金部を、一对の切り欠け部を有する第1胴部と、この第1胴部より直径の大きい一对の切り欠け部を有する第2胴部と、第1胴部と第2胴部との間に形成された溝部とで構成した点』にある。

この放電ランプは、光源装置のランプホルダーに取り付けて使用されるものであるが、取り付け時において、需要者が放電ランプをランプホルダーに十分に差し込まない状態で取り付けることによって、放電ランプが適正な位置に取り付けられず、放電ランプは点灯するものの十分な照度を得ることができないという問題があった。

そこで、本願意匠においては、口金部を上記のような形状とすることによって、容易且つ確実に、放電ランプをランプホルダーに差し込み、適正な位置に取り付けることを可能としたのである。

具体的には、以下のような流れで放電ランプをランプホルダーに取り付ける。

説明図に示すように、まず初めに、口金部の第1胴部下面がランプホルダー上に位置するまで挿入する。次に、放電ランプとランプホルダー内に設けられた回転部とを回転させる。最後に、放電ランプの自重によって、第1胴部下面をランプホルダーに当接させることによって、放電ランプをランプホルダーの適正な位置に固定する。

【説明図】

